

二 第42条の4《試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42の4 - 5</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>科学技術振興事業団</u>.....<u>同事業団</u></p> <p>(3)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>	<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42の4 - 5</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>新技術事業団</u>.....<u>当該事業団</u></p> <p>(3)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>

三 第42条の5～第49条《共通事項》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>42の5～49(共) - 3 <u>中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第2条第5項第1号から第3号まで、.....</u></p>	<p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>42の5～49(共) - 3 <u>中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第2条第1項第1号から第3号まで、.....</u></p>

四 第42条の5《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をしたエネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額)</p> <p>42の5 - 6 <u>措置法令第27条の5第11項</u>.....</p>	<p>(圧縮記帳をしたエネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額)</p> <p>42の5 - 6 <u>措置法令第27条の5第10項</u>.....</p>

五 第42条の6《電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の6 - 1 法人が各事業年度の中途において措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得若しくは製作(以下「取得等」という。)又は賃借をして同項に規定する事業(以下42の6 - 11までにおいて「指定事業」という。)の用に供した措置法令第27条の6第2項又は第6項に規定する電子機器利用設備(賃借に係る電子機器利用設備については、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)については、措置法第42条の6第1項及び第3項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法規則第20条の3第1項又は第3項に規定する電子式金銭登録機若しくは電子計算機に係る取得価額又はリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当していた期間内に取得等又は賃借をして指定事業の用に供していたもの(賃借に係る電子式金銭登録機若しくは電子計算機については、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリース費用の総額の合計額によって判定するものとする。</p> <p>(注) 法人が各事業年度の中途において特定中小企業者等(措置法第42条の6第2項に規定する「特定中小企業者等」をいう。以下42の6 - 8において同じ。)に該当しないこととなった場合の同項の規定の適用についても同様とする。</p> <p>(電子機器利用設備の取得価額の合計額)</p> <p>42の6 - 2 措置法規則第20条の3第1項各号に規定する電子機器利用設備の取得価額の合計額が160万円以上であるかどうかについては、当該各号ごとに、当該各号に規定する電子機器利用設備の取得価額の合計額により判定することに留意する。</p>	<p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の6 - 1 法人が各事業年度の中途において中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得若しくは製作(以下「取得等」という。)又は賃借をして措置法第42条の6第1項に規定する事業(以下42の6 - 10までにおいて「指定事業」という。)の用に供した措置法令第27条の6第2項又は第5項に規定する電子機器利用設備(賃借に係る電子機器利用設備については、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)については、措置法第42条の6第1項から第3項までの規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法規則第20条の3第1項又は第3項に規定する電子式金銭登録機に係る取得価額又はリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当していた期間内に取得等又は賃借をして指定事業の用に供していたもの(賃借に係る電子式金銭登録機については、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリース費用の総額の合計額によって判定するものとする。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
(圧縮記帳した電子機器利用設備の取得価額) <u>42の6 - 3</u>	(圧縮記帳した電子機器利用設備の取得価額) <u>42の6 - 2</u>
(主たる事業でない場合の適用) <u>42の6 - 4</u>	(主たる事業でない場合の適用) <u>42の6 - 3</u>
(事業の判定) <u>42の6 - 5</u>	(事業の判定) <u>42の6 - 4</u>
(その他これらに類する事業に含まれないもの) <u>42の6 - 6</u>	(その他これらに類する事業に含まれないもの) <u>42の6 - 5</u>
(指定事業とその他の事業とに共通して使用される電子機器利用設備) <u>42の6 - 7</u>	(指定事業とその他の事業とに共通して使用される電子機器利用設備) <u>42の6 - 6</u>
(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>42の6 - 8</u>	(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>42の6 - 7</u>
<u>注) 特定中小企業者等が、その取得等をした電子機器利用設備を自己の下請業者に貸与した場合についても同様とする。</u>	
(附属機器等の同時設置の意義) <u>42の6 - 9</u>	(附属機器等の同時設置の意義) <u>42の6 - 8</u>
(電子機器利用設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>42の6 - 10</u>	(電子機器利用設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>42の6 - 9</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(被合併法人から受け入れた電子機器利用設備に係る税額控除) <u>42の6 - 11</u></p> <p>(物品賃貸業の意義) <u>42の6 - 12</u></p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数) <u>42の6 - 13</u> リース契約(措置法令第27条の6第5項第1号に規定するリース契約をいう。以下<u>42の6 - 15</u>までにおいて同じ。)</p> <p>(リース費用の均等支払の判定) <u>42の6 - 14</u>措置法令第27条の6第5項第3号.....</p> <p>(リース費用に含まれない費用) <u>42の6 - 15</u> 措置法令第27条の6第6項.....</p> <p>(税額控除の適用を受けた法人の意義) <u>42の6 - 16</u></p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額) <u>42の6 - 17</u></p>	<p>(被合併法人から受け入れた電子機器利用設備に係る税額控除) <u>42の6 - 10</u></p> <p>(物品賃貸業の意義) <u>42の6 - 11</u></p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数) <u>42の6 - 12</u> リース契約(措置法令第27条の6第4項第1号に規定するリース契約をいう。以下<u>42の6 - 14</u>までにおいて同じ。)</p> <p>(リース費用の均等支払の判定) <u>42の6 - 13</u>措置法令第27条の6第4項第3号.....</p> <p>(リース費用に含まれない費用) <u>42の6 - 14</u> 措置法令第27条の6第5項.....</p> <p>(税額控除の適用を受けた法人の意義) <u>42の6 - 15</u></p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額) <u>42の6 - 16</u></p>